

令和8年度県外企業向け情報発信強化事業 業務委託仕様書（案）

1 委託業務の目的

本事業は、首都圏等の企業に対し、福島県との関係構築を段階的に促進する情報発信を実施することで、企業との共創を通じた関係人口の創出及び本県の風評風化対策を推進することを目的とする。

具体的には、企業が本県と関わるプロセスを段階ごとに整理し、それぞれの関与度に応じた情報発信及び接点創出を行うことで、企業の関心喚起から具体的な行動（事業参画、人材派遣、協定締結、拠点設置（企業移住）等）への転換を促進するため、本事業を実施する。

また、本県の復興状況や現在の取組に関する正確かつ多角的な情報発信を行うことで、県外企業の理解促進及び風評・風化対策を図る。

【参考】企業が本県と関わるプロセス（例示）

第1段階：交流・関係構築（情報収集、イベント参加等）

第2段階：県事業や地域課題解決への参画（共創プロジェクト等）

第3段階：人材派遣等（地域活性化起業人、企業版ふるさと納税等）

第4段階：拠点形成・経営レベルの関与（包括連携協定、拠点設置等）

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 委託業務の概要

- (1) 情報発信方針の検討
- (2) 情報発信に向けたコンテンツ制作
- (3) 効果的な情報発信の展開
- (4) 問い合わせ対応・企業情報の管理及び関係構築支援
- (5) 情報発信の効果検証及び分析
- (6) 独自提案（自由提案）

4 本事業のターゲット

本事業のターゲットは、以下に該当する首都圏の企業等の経営者・管理職層、総務・人事担当者・CSR担当者等をメインターゲットとすること。

① 潜在層

地方創生、人材育成、新規事業等に関心を有するが、本県との接点がない企業

② 関心層

副業・プロボノ・共創事業等に関心を持つ企業

③ 顕在層

拠点設置、人材派遣、自治体連携等を具体的に検討している企業

④ その他

上記以外に有効と考えられるターゲットについては、効果的な理由とともに提案すること

5 委託業務の内容

(1) 情報発信方針の検討

本事業で効果的かつ戦略的な情報発信を行うため、県と協議の上、受託者の知見や各種調査・分析結果に基づき、首都圏の企業等に向けた情報発信の方向性に係る検討を行い、企業向け情報発信方針（期間：令和8年度）を策定すること。

ア 企業の定性調査・分析

既に本県と関わりのある企業（10社程度）に対するインタビュー調査（オンライン可）により、本県と関わったきっかけや経緯、本県と関わったことにより企業が感じているメリット等を整理すること。調査対象企業については、契約後県と協議の上決定すること。

※既に本県と関わりのある企業については、以下ページを参考とすること。

【ふくしまコラボ】

<https://fukushima-kurashi.com/>

イ 企業の定量調査・分析

4の企業に対し、調査時点での本県に対するイメージ、本県と関係性を構築する上で興味・関心が高い情報等について、ヒアリング又はアンケート等による調査・分析を行うこと。サンプル数の適切な数量も含め提案すること。

ウ 情報発信のコンセプト（テーマ、訴求力のある情報発信方法等）の整理

エ ア～ウを踏まえた情報発信方針の策定

情報発信方針のイメージについて、方針策定に向けたプロセスや策定手法等の提案を行うこと。

(2) 情報発信に向けたコンテンツ制作

県と協議の上、メインビジュアル及びキャッチコピー等を設定し、以下のコンテンツを作成すること。

各コンテンツについて、想定するイメージの提案を行うこと。

ア ホワイトペーパーの制作

首都圏等の企業が本県と関わる具体的なメリットや手法を理解し、行動に移すための判断材料を提供するため、①～⑤を整理したホワイトペーパー（企業の意思決定を促進するため、制度や関わり方、事例等を体系的に整理した資料）を制作すること。

- ① 企業と福島県の関わり方（関与ステップの提示）
- ② 企業連携事例（効果・成果を含む）
- ③ 人材育成や新規事業創出の観点からの活用方法
- ④ 各種支援制度の概要
- ⑤ その他必要な内容

イ ランディングページ（LP）の制作・運営

情報発信のプラットフォームとして、本県と首都圏の企業等との新たな関係構築に向け、必要となる各種情報を網羅したランディングページを制作のうえ、運営すること。

- ① 想定する掲載情報

- ・本県の魅力
- ・企業との連携に向けた本県の取組
- ・本県と企業のこれまでの連携状況
- ・企業・社員向けの支援制度
- ・ホワイトペーパーのダウンロード機能
- ・イで制作する動画
- ・問い合わせフォーム
- ・その他必要となる情報

② セキュリティ対策

- ・福島県情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- ・システムへの不正侵入、本システムの停止や障害の発生を予防し、また障害発生時の影響を最小限に食い止めるため、十分なセキュリティ対策を講じること。
- ・常時 SSL（全ページ https 化）に対応していること。

③ アクセス解析

- ・ Google Analytics で分析を行う想定でサイト構築を行うこと。
- ・分析のために、Google タグマネージャーにより、計測用のタグを設定し、管理を行うこと。
- ・上記の他に、過去のデータを遡っての比較や効率的なレポート作成を目的とした、データ分析について、県からの求めに応じ実施すること。

④ サイト運用・保守

委託期間中、県からの問合せに迅速に対応できるよう体制を整備すること。

また、トラブル発生時には、速やかに県に報告した上で、迅速に復旧すること。

⑤ その他

- ・原則新たなサーバーを確保するとともに、新たなドメインを取得すること（県が保有するサーバーは使用しない）。
- ・SEO対策を行うこと。
- ・レスポンシブデザインにより、特にスマートフォンで閲覧するユーザーが見やすいデザインとすること。
- ・パソコンやタブレット、スマートフォンで閲覧した際に、標準的な速度でページを閲覧できるようにすること。

ウ 動画の制作

事業に対する首都圏の企業等の関心を高めるため、LPへの掲載やデジタル広告、SNSでの発信等での活用を想定し、交渉・取材・撮影を行った上でテロップ、BGM、ナレーション等を含めた動画を制作すること。

【作成本数】

5本程度を想定

制作本数、動画の適切な長さや構成も含め提案すること。

【内 容】

- ・首都圏の企業等の興味関心を引き出す内容の紹介
- ・本県の取組や魅力

- ・本県と首都圏の企業等とのこれまでの連携事例の紹介
※連携事例については、以下ページを参考とすること。

【ふくしまコラボ】

<https://fukushima-kurashi.com/>

エ クリエイティブの制作

デジタル広告展開の際に利用する効果的なクリエイティブ（バナー（静止画）、動画、テキスト等）を制作すること。

オ 広報資材の作成

(3)を実施するために、効果的な広報資材（チラシ、リーフレット、ポスター、PRグッズ、デジタル配布用資料、リンクバナー等）を幅広く制作すること。

また、制作する数量や活用方法、配布先等も併せて提案すること。

カ その他情報発信に向けたコンテンツ作成

企業との関係構築の機会を最大化するため、ア～オ以外の情報発信コンテンツについて提案すること。

(3) 効果的な情報発信の展開

各種情報発信における目標値とスケジュールの設定を行った上で、ターゲットに向けたプロモーションを展開すること。

ア 各種メディアを活用した広告展開（3回以上）

ターゲット層の閲覧率が高いメディアを選定の上、効果的な広告を掲載すること。

イ デジタル広告（6ヶ月間程度）

本事業の企業への認知拡大に向け、ターゲットに適した媒体を選定し、デジタル広告を展開すること。

広告配信に当たっては、実施状況について、適切な運用がなされているか随時モニタリング・検証を行い、期中での分析に応じて配信設定の変更等による最適化を実施すること。

ウ 大規模展示会等におけるブース出展（1回以上）

ターゲットとの接点の機会を創出するため、大規模な展示会（人事・働き方改革・地域創生等に係るもので1万人以上の集客が見込めるもの）にブース出展を行うこと。

出展する展示会については、調査の上、提案を行うこと。

- ・出展及びブース企画
- ・ブースの設営・運営
- ・ブース来場者に対するアンケート実施・結果集計
- ・ブース来場者リストの作成

エ 県等が実施するイベント等との連携

首都圏等の企業を対象とした県等が実施するイベント等において、ブース出展や説明会等の実施により、当事業の情報発信を行うこと。回数は2回程度（場所は首都圏、出展料の負担はなし）を想定すること。

オ その他効果的なプロモーション

ア～エ以外の効果的な事業企画について提案すること。

(4) 問い合わせ対応・企業情報の管理及び関係構築支援

本事業を通じて接点を持った企業との関係を継続的に構築し、具体的な行動（事業参画等）につなげるため、問い合わせ対応及び企業情報の適切な管理を行うとともに、関係構築に向けた支援を行うこと。

ア 問い合わせに対し迅速かつ適切に対応するため、メール、問い合わせフォーム等を通じた対応体制を構築し運用すること

イ 企業との関係性を可視化し継続的なフォローにつなげるため、企業情報（企業名、担当者、連絡先、問い合わせ内容等）の整理及びリスト化を行うこと

ウ 企業の関心度や検討状況に応じた適切な対応を行うため、関心段階（例：情報収集段階、関心段階、具体検討段階等）に応じた分類及び管理を行うこと

エ 継続的な対応状況を把握できるようにするため、対応履歴の記録及び管理を行うこと

オ 県における施策検討や対応判断に資するため、企業情報及び対応状況について定期的に県へ報告・共有を行うこと

(5) 情報発信の効果検証及び分析

情報発信の効果について、ターゲット企業への到達状況や関心度を定量的に把握し、次年度以降の効果的な情報発信手法を確立するために、効果検証・整理したうえで、県に対し中間報告書と最終報告書を提出すること（報告時期は協議の上決定）。

なお、報告書には下記ア～カを盛り込むとともに、その内容については、デジタル広告等に関する深い知見が無くとも理解できる内容・構成とすること。

ア 情報発信の到達状況及び関心度を把握するため、ランディングページアクセス解析を行うこと。

イ プロモーションの効果を検証するため、広告配信結果分析（ターゲット分析、流入経路分析、コンテンツ別分析等）を行うこと。

ウ 企業との関係構築状況を把握するため、接点を持った企業の属性及び関心度等の分析を行うこと。

エ 関与プロセスのどの段階で停滞が生じているかを把握するため、ステップごとの遷移状況の分析を行うこと。

オ 当事業で行う情報発信による首都圏の企業等の意識変化について、アンケート調査を行った上で分析を行うこと。

カ 分析結果を踏まえ、プロモーション手法やコンテンツ内容の見直し等、必要な改善を適宜実施すること。

(6) 独自提案（自由提案）

その他、当事業の目的を達成するために必要な取組について提案を行うこと。

6 成果指標

本事業を経て、主体的に本県と関わりを持つ意向を示した企業を100社以上新たに創出すること。

既に本県と関わりを持つ企業については、前述の「ふくしまコラボ」を参考とすること。

また、以下を参考とし、合理的な根拠に基づく適切な指標設定について提案すること。

【指標例】

- ① 接点創出数（例：リード獲得数）
- ② 関心獲得数（例：資料DL、イベント参加）
- ③ 関係構築数（例：個別相談、継続接点）
- ④ 最終成果（例：新規関係企業数）

7 関連事業との連携

本委託業務を進めるに当たっては、県との協議の上、ふくしまぐらし推進課や県関係課等で実施している事業等との連携を密にしながら行うこと。

8 実施体制・業務主任等

- (1) 受託者は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- (2) 受託者は、本業務に関わる責任者及び担当者について、事業開始前に書面にて県に報告すること。また、本業務の趣旨及び内容を十分に理解し、業務遂行に必要な知識や能力、経験を有する要因を配置すること。
- (3) 受託者は、工程管理を徹底するため、委託期間中、県との打ち合わせを月1回以上行うこと。打ち合わせ内容は文書で記録し、県と共有すること。

9 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。

10 成果品の提出

県が定める期限までに、以下について県へ提出すること。

- (1) 実績報告書
- (2) 情報発信方針
- (3) 動画（MP4形式を基本とする）
- (4) その他制作した広報資材一式（データ及び現品）
- (5) メディアに掲載した広告記事（データ及び現品）
- (6) 展示会出展報告書（写真、アンケート集計・分析結果含む）
- (7) 情報発信効果分析
- (8) 本県と関わりを持つ意向を示した企業リスト
- (9) その他、県が必要と認める資料

11 留意事項

- (1) 本業務の円滑な進捗を図るため、県と協議しながら事業を進めること。
- (2) 提案にあたっては、委託上限額の範囲内で自由に企画し提案を行うこと。
- (3) 本事業により制作した広報動画及び取材による録画映像、録音した音

声、撮影した写真等の著作権は、すべて県に帰属することとし、一切のデータ等を納品すること。また、肖像権ほか出演者の権利に基づく費用の発生は一回限りとすること。

- (4) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、県に帰属するものとする。
- (5) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。

この場合、県は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

- (6) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。
- (7) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (8) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議し、県の承認を得ること。
- (9) その他、本仕様書に定めがない事項又は仕様について生じた疑義については、県及び受託者双方で協議の上、決定するものとする。